

2021年3月2日

伊藤 明子 消費者庁長官 殿

食のコミュニケーション円卓会議

代表 市川まりこ

食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会の開催にあたっての意見書

食品添加物表示制度に関する検討会のヒアリングにおいて、消費者団体等関係者、事業者団体等関係者共に、①「無添加」等の表示は添加物に対する誤解の原因である。②添加物と同様の成分を含む代替食品を使用しているにもかかわらず特定の添加物を使用していない表示をしている。との理由で、「無添加」等の表示は不適切、規制が必要との意見が挙がりました。

このため、食品添加物表示制度に関する検討会としては、食品表示基準第9条の規定により、消費者を誤認させる表示や、表示すべき事項の内容と矛盾する表示等は禁止されていることから、この禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなるガイドラインを新たに策定することが提案されました。

このような背景で実施される食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会（以下本検討会）が始まるにあたり、本検討会の進め方等につきまして意見を述べさせていただきます。

意見1

現在の食品添加物の不使用表示は事実と異なる表示、事実であっても消費者を誤認させる表示が多数見受けられます。どのような場合が事実と異なる表示なのか、消費者を誤認させる表示なのか、具体的にわかりやすくまとめてほしいです。そのために参加されている委員だけでなく、事業者団体、消費者団体や広く国民の意見を聞いてまとめていただくことを要望します。

意見2

本検討会では容器包装上の食品添加物の不使用表示に関するガイドライン策定を目的にしていると思いますが、消費者を誤認させる食品添加物の不使用表示は容器包装だけではなく、商品の広告に広くあふれています。本検討会の中で、今後、広告での食品添加物の不使用表示を規制していくために、景品表示法での不使用表示ガイドライン策定につながるような論議になることを望みます。

以上